

技管第 169 号
令和 3 (2021) 年 8 月 26 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」(令和 3 (2021) 年 1 月 8 日付け技管第 393 号) 等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 3 年 8 月 17 日に、本県を含む 1 府 6 県(茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県) が新たに緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたところですが、本県につきましても、引き続き、前述の通知により工事及び業務の一時中止措置等や感染拡大防止対策について適切に対応するよう努めて参ります。

なお、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日(令和 3 年 5 月 12 日改訂版))」が、国土交通省より建設業者団体宛てに送付されておりますので、本ガイドラインを参考に受発注者双方において感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

ガイドライン掲載HP (国土交通省不動産・建設経済局建設業課)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

技術管理課
技術調整担当 中田・金子
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392